和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、県内農山漁村の６次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保及び所得向上を図るため、地域の様々な事業者等とネットワークを形成して行う新商品開発及び販路開拓の取組並びにその取組に必要な機械及び施設の整備を実施する農林漁業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和６２年和歌山県規則第２８号。以下「規則」）、６次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱（平成２５年５月１６日付け２５食産第６０１号農林水産事務次官依命通知）及びこの要綱に定めるところによる。

（事業実施主体）

第２条　事業実施主体とは、６次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成２５年５月１６日付け２５食産第５９９号農林水産事務次官依命通知）別記１、別記２－１及び別記２－２の第２並びに別記３－１及び別記３－２の第３に掲げるものとする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、６次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱別記１、別記２－１、別記２－２、別記３－１及び別記３－２の第１に掲げる事業とする。

（交付の対象経費及び補助率）

第４条　補助事業における補助金交付の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助事業名	対象経費	補助率
支援体制整備事業	６次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱別表経費の欄に掲げる経費	６次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱別表交付率の欄に掲げる率
推進事業		
整備事業		

（事業実施計画の提出）

第５条　事業実施主体は、６次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱第５の１に従って事業実施計画書を知事に提出し、その承認を得るものとする。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第６条　規則第４条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式は、次の表のとおりとする。

書　　類	様　　式	提出部数
事業計画書	別記第１号様式	正副各１部
収支予算書	別記第２号様式	正副各１部

２　申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分

の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体においては、この限りでない。

（交付条件）

第７条　規則第６条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ　補助事業に要する経費の配分の変更（当該補助対象事業費の額の３０％以下の増減を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

エ　その他重要な変更として知事が認める場合

（２）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（３）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１２年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成１２年６月２３日農林水産省告示第８９９号）及び６次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱の定めるところに従うこと。

（４）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税仕入控除税額を含めて申請した事業実施主体は、次の条件に従うこと。

ア　実績報告を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告すること。

イ　実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を別記第３号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還すること。

（５）事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（６）前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（７）事業実施主体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。ただし、事業実施主体が事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものについては、当該期間の経過するまでの間、財産管理台帳（別記第４号様式）及びその他関係書類を整備保管すること。

（８）地方公共団体以外の事業実施主体は、次の条件に従うこと。

ア　事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

イ　アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、書面により国又は地方公共団体から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

ウ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第４２条第２項に規定する特例民法法人である場合には、６次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱別記様式第７号によりこの補助金に係る交付金等支出明細書を作成し、６次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱別記様式第８号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の６月１０日までに知事に報告しなければならない。

（変更の承認）

第８条　前条第１項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業変更承認申請書（別記第５号様式）に変更事業計画書（別記第１号様式）及び変更収支予算書（別記第２号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式）

第９条　規則第１３条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書　　類	様　　式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第１号様式	正副各１部	事業完了後速やかに提出すること。
収支精算書	別記第２号様式	正副各１部	

（事業実施状況の報告）

第１０条　事業実施主体は、当該事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業実施状況報告及び評価報告(別記第６号様式)を作成し、当該年度の翌年度の８月末までに知事に報告しなければならない。

なお、支援体制整備事業及び推進事業を実施した事業実施主体は、事業実施年度及び目標年度における報告の際、事業実施状況報告書及び評価報告書（別記第６号様式別表１又は別表２）を作成し、和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業実施状況報告

及び評価報告（別記第６号様式）に添付して当該年度の翌年度の８月末までに知事に報告しなければならない。

（事業の成果の評価）
第１１条　事業実施主体は､事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書（別記第６号様式別表１、別表２、別表３又は別表４）を作成し、和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業実施状況報告及び評価報告（別記第６号様式）に添付して当該目標年度の翌年度の８月末までに知事に報告しなければならない。

（工事の着工届等）
第１２条　事業の着工は、原則として補助金の交付の決定（以下「指令」という。）に基づき行うものとし、当該指令に係る工事に着工したときは和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業入札結果報告・着工届（別記第７号様式）を、工事を完了したときは和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業しゅん工届（別記第８号様式）をそれぞれ知事に提出しなければばらない。ただし、整備事業については、緊急かつ止むを得ない事情により　指令前に着工する必要がある場合には、和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業交付決定前着工届（別記第９号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業遂行状況の報告）
第１３条　前条の指令を受けた者は、次の表に定めるところにより事業遂行状況を報告しなければならない。

書　　類	様　　式	提出部数	基準日	提出期限
和歌山県６次産業化ネットワーク活動推進事業遂行状況報告書	別記第１０号様式	正副各１部	指令年度の１２月３１日	指令年度の１月１５日

２　知事は、前項に定める時期のほか、円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、事業遂行状況の報告を求めることができる。

（書類の経由）
第１４条　規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

附　則
この要綱は、平成２５年８月８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、平成２８年５月１７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２９年５月８日から施行し、平成２９年度の補助金から適用する。